

北ヨーロッパ諸国における 企業と社会

尾崎安央*¹

1. 研究の趣旨と目的

本COEのテーマである「企業社会の変容と法システムの創造」との関連において、次のような趣旨・目的からこの研究を企画した。

従来、わが国の比較会社法といえ、その母法という観点からか、たとえばドイツ法・フランス法を中心とした大陸法系の会社法制度、あるいはイギリス法・アメリカ法を中心とした英米法系の会社法制度、のいずれかに集中していた。そのこと自体は特に問題はなく、異論もない。しかし、「コーポレート・ガバナンス」論を中心とした近時の世界的な企業法制度の見直し論の中で、欧米会社法制度として、①いわゆるジャーマン・シビル・ロー、②ラテン・シビル・ロー、③コモン・ローと並んで、④スカンジナビアン・ローが挙げられることが少なくない。しかし、ノルディック諸国あるいは北欧諸国の法制度に関する研究は、わが国では、たとえば憲法・行政法、あるいは社会福祉法制など相当に進んでいる分野もある一方で、こと企業法制の研究となると、原因は様々に考えられるが、それはあまり十分になされてこなかったように思われる（この点は、欧米においてもほぼ同様であったように感じられる）。EUにおいてアメリカなど世界に対抗する競争力ある企業が、デンマーク、スウェーデン、ノルウェーのスカンジナビア三国にフィンラン

ドを加えた北欧諸国、さらにはオランダなど、企業法研究としては従来あまり重要視されてこなかった諸国にあることは周知のところであろう。特に、ハイテクなどいくつかの産業分野では、これら諸国はまさに先進国であり、そのことだけに目を奪われがちであるが、そのような企業も各国の法制度の「コンプライアンス」が求められていることはいうまでもないのである。加盟国の拡大を受けて急展開を見せているEU企業法制を眺めていると、英独仏だけが対象とされるべき会社法ではなく、スカンジナビア諸国を中心とした先進北欧諸国の法制度、東インド会社を生んだオランダなどが取り上げられていることは象徴的である。このように、スウェーデンやフィンランドなどの北欧諸国に加え、バルト海や北海を内海と捉えるならば（商取引における海の重要性を考えるならば内海という捉え方もあながち無謀ではないであろう）その沿岸諸国ともいべきオランダ・バルト三国などの諸国（イギリスも、地理的には、その内海の出口に位置する国である）の商慣習法制などを含む総合的な企業法制度を研究の必要性と意義はきわめて高いと考えられる（研究企画名として、「北ヨーロッパ」としたのは、ヨーロッパの北部に位置する諸国ということである。研究会において、スカンジナビア・ノルディックに限らないで研究対象国とすることが確認されたからである。オランダ法などを含む点に注意していただきたい）。そして、その比較法研究は、単に表面的な規制の比較調査にとどまらず、かかる企業あるいは

* 早稲田大学大学院法務研究科・法学部教授

企業法制度を支えてきた法制度一般あるいは法文化さらには社会・文化一般に及ぶことは必然である。そのように考えるならば、私たちの研究企画は、本COEの目指す趣旨・目的に適合するものの一つであると信じるものである。

もっとも、本研究企画は、他の研究企画と比較すると、まさに萌芽的な研究ともいべきものであり、「COE(Center of Excellence)」とは言いがたい面を有する企画であることは自覚している。もとより、本研究企画にあっても、可能であれば、他の研究企画と同じように、公開シンポジウムなどを開催して当該地域の既存研究者の結集点となることが望ましいことは言うまでもない。しかし、企業法制としての北欧研究の遅れなどをも考えるならば、他方、その研究の必要性・重要性を考えるならば、今般「企業社会の変容と法システムの創造」をテーマとする早稲田大学のCOE企画が採択され、かつ、その趣旨・目的がまさに世界的な「企業社会の変容と法システムの創造」の法理論的解明にあることに鑑み、手探りのような萌芽的なものであっても本研究企画をまず立ち上げることにこそ意義があると決断し、企画案を策定して提出した次第である。

本研究の当面の課題としては、「企業不祥事」をテーマに設定している。本学の松澤助教授がデンマーク法の権威であることが今研究企画立ち上げの鍵となっているが、企業法制における民事及び刑事の双方からアプローチすることを初期の共同の研究課題として、たとえば、企業不祥事防止の面について、会社法的なガバナンス・システムを論じる一方で、刑事法的な一般抑止効果といった観点からアプローチすることが考えられている。また企業不祥事が発生した場合のサンクションといった観点から、民事・刑事の対応を検討することが予定されている。そのようなアプローチから各国の法制を比較検討し、そのことを通じて、より一般的に、各国法制の特

徴を捉えていくことが当面の構想である。

以上を要約すると、本研究は、重要な先進国でありながらその企業法制の総合的な研究が不十分であったと考えられる北欧諸国を研究対象にすることで、企業社会を支えるもの(法制度や法文化など)の多様性を探り、従来のわが国における比較企業法研究の隙間を埋めていこうというものである。その萌芽がどのように成長するかにも関わるが、将来的には、北欧の特徴的な企業法制と歴史、文化を持つ分野の研究が進展することによって、また日本におられる当該地域の既存の研究者が広く参集くださり、また当該地域の現地の研究者との交流を通じて、文字通り日本における当該地域の企業研究におけるExcellenceのCenterになることを目指したいと考えている。

2. 研究の現状

本研究は、研究企画の趣旨と目的においても述べたが、最近モバイルなどの電子機器産業など重要な企業を多く抱えるバルト海・北海の沿岸諸国の企業法制を研究するものである。しかし、その研究がわが国で(あるいは欧米で)十分になされてこなかった原因は何か。その一つが言語の問題であろうかと考える。すなわち、スウェーデン法などについては英語などの文献・資料も少なくないが、たとえばデンマーク法・フィンランド法などは現地語で書かれた膨大な文献・資料が当然あるにもかかわらず、それらを読了することの困難さが世界的な研究の遅れにつながっていたのではないかと想像されるのである。そこで、本研究企画では、第一に、現地語の学習と現地語で書かれた文献・資料の収集に集中したいと考えた。若手の会社法研究者の参加が多いのは、未知の言語へのチャレンジを期待してのものであり、スウェーデン語、フィンランド語、デンマーク語、ノルウェー語、オランダ語といった諸国言語について、各参

加者が分担する国を決めて、これらの現地語を学びつつ、現地の教科書を読み進めているところである。英語あるいはドイツ語・フランス語だけに頼ることをせずに現地語にチャレンジするというスタイルをとってこそ、比較研究のための資料入手が可能になると考えたからにはほかならない。彼らが、将来、当該地域の企業法研究におけるわが国の第一人者になってくれることを期待している。この点も、COEの教育面での目的にそうものであると考える。

第二に、現時点における研究参加者の全員が大学あるいは大学院で全く学習・研究したことのない地域の法制度を研究することから、表面的な、たとえば条文、制度の枠組みなどを理解することに当面の目標を設定している。この点は、比較的容易に行えると想像されるが、EUにおける調和（harmonization）の進行具合をも考慮に入れると、各国の現行法にはその影響が既にあることが疑われ、その意味では、旧法規定にも注目すべきであると考えて調査研究を行っている。すなわち、各国の企業法制の独自性を形成してきたものを探ると同時に、近時あるいは近い将来におけるEUの関わりからくる法制度の変容と受容のあり方（各国法文化の独自性がその受容に影響を与えている可能性が大きい）を研究視点にすえることが各研究者において確認されているのである。EUが統合してしまうと、独自性の研究は難しい部分が生まれてくる可能性がある。今回、研究企画の立案を急いだ理由は、現在がある意味で最後のチャンスかもしれないと考えたからにはほかならない。

第三に、企業法制の総合研究という意味で、各国の法文化とそれを支える社会・文化一般の調査を対象としている。法制度を動かすのは人だからである。最近、EUでも法文化が注目されているようである。本COEが法学研究を原則として対象として起案された関係で、当面は企業法からスタートするが、北欧諸国の法制を支える人となりなど、文化的側

面をも含めて総合的に研究していきたいと考えている。たとえば、スウェーデンでは、利益衡量法学としてイギリス法との類似性が既に指摘されているが、それは司法的利益衡量を納得する社会の存在がなければ成り立たないと仮定するならば、それを支える法文化は何か、といった視点から調査をする必要がある。非常に困難な作業となることが予想されるが、たとえば法学者以外の当該地域の研究者（たとえば文学研究者）をゲスト・スピーカーに依頼して当該地域の文化理解を深めることが予定されている。また、たとえば、スカンジナビア諸国は一般に企業が一族支配に服している、すなわち企業支配が集中している特徴があるとされているが、これについても、それを支える社会あるいは文化にも注目して、まずはその構造の分析を行っている。その他、たとえばフィンランドでは、スウェーデン支配とロシア支配の影響や独自の文化と企業活動の関係を研究の視点に捉えており、またノルディック諸国におけるバイキングの歴史、フィンランドなどの神話などにも関心をもって各分担者は学習・研究を続けている。

第四に、研究者交流の可能性を探っている。日本における北欧法制の研究者に研究企画の意味を理解して参加いただくよう呼びかけを行っており、将来の研究センターとなる可能性を求めているところである。さらに、当該地域における現地研究者との交流可能性を探り、国際シンポジウムにまでこぎつければと思い、様々なチャンネルを通じてコンタクトをとっているところである。

毎月開催されている研究会では、参加者がその間に得た研究成果をわずかでも持ち寄ることが求められている。現在、クローズな研究会形態をとっているのはそのためである。それは、決して排他的な研究会という趣旨ではなく、参加する以上は分担していただけることが条件となるということであり、参加希望者は事務担当者には是非コンタクトをとって

ほしいと思っている。原則として、希望者は全員参加していただいている。傍聴も歓迎する。

現時点では、多くの参加者が初学者といった状態であるが、それぞれ自身の専門分野・対象を持っている研究者であることからすれば、研究視点さえ共通にすれば、相当の成果が得られるのではないかと考えている。繰り返しになるが、本研究企画は、現時点では、既に完成されたエクセレンスを結集するといったものではない。いわば若手研究者が多数参加する萌芽的なものである。しかし、現在あるいは将来においてもきわめて重要な地位を占める北ヨーロッパの企業についての法制度研究をする研究体となるべく努力しているところである。